

様式2 地域再生に資するものとして概算要求を行っている施策

省庁名	施策事項名	施策の具体的内容	予算・融資等の措置の名称	地域再生の分野
内閣府	市民活動団体等支援総合事業	地域の活性化等に重要な役割を果たすNPO等、市民活動団体の活動支援を図るため、NPO法人のマネジメント、情報発信能力の向上のための研修、先駆的なモデル活動を行う団体の事業評価を通じた活動促進策の企画支援、企業等による参加協力意識の向上に向けた提言・普及啓発等、NPO同士やNPOと行政、企業等の多様な主体間におけるネットワークづくりなどを目的とするシンポジウムの開催など、4つの事業からなる総合的な支援事業を実施。	市民活動団体等支援総合事業	1-1
内閣府	ボランティア活動活性化事業	地域において、高齢者福祉、子育て支援、災害救援、まちづくり、環境保全、地域再生など様々な取組みに対しボランティアの果たす役割の重要性にかんがみ、その活動への市民参加を促すために必要な環境整備を実施。	ボランティア活動活性化事業	1-1
内閣府	IT活用によるNPO法人情報の提供・利用の高度化	市民によるNPO活動への参加やNPOと地域企業・地方公共団体等との協働など、地域でのネットワークづくりを促進するため、一元的に全国のNPO法人やNPO支援策等に関する情報を入手できる「NPO法人情報ポータルサイト」の構築等により情報提供を充実。	IT活用によるNPO法人情報の提供・利用の高度化	1-1
内閣府	PFの推進に関する施策	PFとは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う新しい手法である。民間資金等活用事業調査費補助金は、市町村（政令指定都市を除き、東京都特別区を含む）及び市町村の組合がPF事業の実施方針の策定に向けて必要な調査、又は客観的な評価（VFM検定）を行うにあたり必要となる調査に対する補助を行うために交付されるものであり、一般的に見て財政力の弱いと考えられる市町村の地域再生に資するものと考えられる。	民間資金等活用事業調査費補助金	3-3